

岩手県食の安全安心推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

岩手県食の安全安心推進条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県食の安全安心推進条例施行規則（平成22年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定事業者である販売者)</p> <p>第2条 条例第2条第5号イの規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「府令」という。）第10条に規定する製造者の製造所固有の記号を当該製造者と連名で消費者庁長官に届け出た販売者（当該記号を表示した食品等を回収する場合に限る。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(自主的な回収の着手の報告)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第19条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>府令第1条第2項第2号又は食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号。以下「乳等府令」という。）第3条第2項第2号ホ、第3号ヲ若しくは第4号チの規定による消費期限又は賞味期限の表示の基準に違反するもの</u></p> <p>(2) <u>府令第1条第2項第6号、第7号若しくは第10号又は乳等府令第3条第2項第3号チ若しくはリ若しくは同項第4号ホ若しくはヘの規定による原材料又は特定原材料の表示の基準に違反するもの</u></p> <p>(3) <u>府令第1条第2項第8号又は乳等府令第3条第2項第2号へ、第3号ワ若しくは第4号リの規定による保存の方法の表示の基準に違反するもの</u></p> <p>3 条例第19条第1項第2号の規則で定める食品等は、次に掲げる食品等が一の製造期間内に一連の製造工程により均質性</p>	<p>(特定事業者である販売者)</p> <p>第2条 条例第2条第5号イの規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「府令」という。）第3条第1項に規定する製造所固有記号を当該製造所固有記号に係る製造者と連名で消費者庁長官に届け出た販売者（当該記号を表示した食品等を回収する場合に限る。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(自主的な回収の着手の報告)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第19条第1項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>府令第3条第1項、第10条第1項第3号、第15条第3号、第19条、第24条第1項第5号、第29条第6号、第7号、第9号、第10号、第12号、第13号若しくは第14号、第32条第1項若しくは第3項第4号、第37条第4号又は別表第24の規定による消費期限又は賞味期限の表示の基準に違反するもの</u></p> <p>(2) <u>府令第3条第2項、第10条第1項第8号、第15条第6号、第19条、第24条第1項第5号、第29条第5号、第6号、第7号、第9号、第10号、第12号、第13号若しくは第14号、第32条第2項若しくは第3項第7号、第37条第6号又は別表第24の規定によるアレルギーの表示の基準に違反するもの</u></p> <p>(3) <u>府令第3条第1項、第10条第1項第2号、第15条第2号、第18条第2項、第19条、第21条、第24条第1項第5号、第29条第6号、第7号、第9号、第10号、第12号、第13号若しくは第14号、第32条第1項若しくは第3項第3号、第37条第3号又は別表第24の規定による保存の方法の表示の基準に違反するもの</u></p> <p>3 条例第19条第1項第3号の規則で定める食品等は、次に掲げる食品等が一の製造期間内に一連の製造工程により均質性</p>

を有するように製造、生産等がされた食品等の一群を構成する食品等の中に相当数含まれていると認められる食品等とする。

(1)・(2) [略]

(3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条の規定による命令が発せられ、現に当該命令に係る処置がとられている場合において当該命令の対象となった食品等と同種又は類似の食品等であって、当該命令の対象となっていないが、当該命令に係る違反と同様の違反の疑いがあるもの

を有するように製造、生産等がされた食品等の一群を構成する食品等の中に相当数含まれていると認められる食品等とする。

(1)・(2) [略]

(3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条又は食品表示法（平成25年法律第70号）第6条第8項の規定による命令が発せられ、現に当該命令に係る処置がとられている場合において当該命令の対象となった食品等と同種又は類似の食品等であって、当該命令の対象となっていないが、当該命令に係る違反と同様の違反の疑いがあるもの

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。